

技術提案書等に関する質問と回答

業務名：吾妻公園文化芸術施設基本設計等業務委託

企画部地域政策室

No.	質問項目	質問事項	回 答
1	実施要領 P6 13 (1) ①～⑥	実施要領P6 13 (1) 提出書類について、副本の①④⑤⑥は会社名等所属がわかる部分については未記入としてよろしいでしょうか。 ⑥見積書については副本には添付不要でしょうか。	提出書類の全て（①～⑥）の副本について、提案者が特定できる記載内容を黒塗りのうえ、ご提出ください。 また、副本においても、⑥見積書の提出は必要となります。
2	実施要領 P6 13 (1) ②、③	技術提案書について、留意事項に記載のある「仕様書に示す業務内容について、具体的な実施方法及び業務フローを記載する」とありますが、業務フローは全て③業務工程表に記載してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	実施要領 P6 13 (1) ④ P7 14 (1) ②	実施要領P7 14 (1) ②出席者は匿名性を確保すると思いますが、評価項目に実施体制があります。ランドスケープ、音響設計など特殊性のある業務について、再委託を行う場合、その業者の名前も記入しないと考えるとよろしいでしょうか？	再委託を行う場合は、その旨を第7号様式 実施体制に記載してください。 なお、技術提案書の副本については、提案者が特定できる記載内容を黒塗りのうえ、ご提出ください。
4	実施要領 P6 13 (1) ⑥	見積書について、積算内訳の具体的な項目の考え方をご教示ください。 標準業務＋追加業務の項目別に内訳をつくることでよろしいでしょうか。 また、令和6年度告示8号の国土交通省「設計業務委託等技術者単価」により作成することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	実施要領 P6 13 (4) ② P7 14 (1) ②	技術提案書の副本及びプレゼンテーション資料について、「提案者名等が特定できる名称やロゴマーク等の使用していないもの」「企業名等を特定できる服装及び言動はせず、匿名性を確保すること」と記載がありますが、個人名も記載しないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	実施要領 P6 13 (4) ③	第1次審査用質疑回答No. 3にて、第2次審査用の技術提案書の枚数10枚以内とありますが、プロポーザル実施要領P6 13 (4) ③にサイズはA4またはA3とありますので、最大A3・10枚までと考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
7	実施要領 P7 14 (1) ①、③	実施要領P7 14 (1) ①プレゼンテーションは技術提案書ごとに行うとありますが、パワーポイント形式でも紙面そのものを映し出し、拡大・切り出しなどはできないものと考えてよろしいでしょうか？	プレゼンテーション資料は、技術提案書に基づくもので、新たな資料や提案の追加がなければ、編集していただいて構いません。
8	実施要領 P10 18 (7)	著作権その他の権利について、「本業務の履行に伴い生じた著作権その他の権利は本市に帰属するものとする」とありますが、通常、著作権自体は設計者に帰属するものですので「著作権は設計者に帰属し、木更津市様は提出物について利用することができる」という認識でよろしいでしょうか。	本業務における成果物等については、本市の「建築設計業務委託契約約款」において、「成果物が著作物に該当する場合、著作者の権利のうち受注者に帰属するものは、成果物の引渡し時に発注者に譲渡する」としていることから、同規定に基づき取り扱うこととなります。 なお、提出された参加意向申出書等及び技術提案書等については、著作権が提案者に帰属するものであることから、提案者に無断で利用することはございません。
9	様式集 第1 (1) イ	第2次審査の技術提案書の作成について、プロポーザル様式集 第1 (1) イに則り、設計内容が具体的に表現（設計図、模型（模型写真含む）等）されたものは用いてはいけないと考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。

No.	質問項目	質問事項	回 答
10	様式集 第7号様式	別記 第7号様式 副本については所属・役職欄は未記入としてよろしいでしょうか。	提案者が特定できる記載内容を黒塗りのうえ、ご提出ください。
11	様式集 第8号様式	配置する担当技術者に必要な業務実績は、実施要領P3 6 (6) に記載の5,000㎡の公共施設の業務実績を保持するものとしてよろしいでしょうか。その際、用途に縛りはないものとしてよろしいでしょうか。	管理技術者及び主任技術者には業務実績要件を定めておりません。業務実績欄には本業務委託に関連すると思われる業務を記載してください。
12	様式集 第8号様式	別記 第8号様式 主な業務実績の内容を確認できる契約書等は添付不要としてよろしいでしょうか。もし、必要な場合は正本分のみ添付としてよろしいでしょうか。	契約書等の添付は不要です。
13	参加意向に関する質問 No. 21	プレゼンテーションの入場者について、氏名、所属をメールにて報告とのことですが、様式等は特にないものとしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	参加意向に関する質問 No. 21	参加意向申出書等に関する質問と回答 No. 21によりますと「入場者の資格に制限はございません」とありますが、「管理技術者及び主任技術者に限る」のが通例と思われますが如何でしょうか。（入場者の資格が無制限ですと、業務に直接係らない人物の参加等、実施要領 P9 18 (1) ⑥選考の公平性を害する行為に該当する可能性もあるため）	入場者の資格については、参加意向申出書等に関する質問と回答 No. 21のとおりです。なお、選考の公平性を害する行為等が確認された場合は失格となります。
15	その他	公園西側の園路については今回の敷地に含まないと考えてよろしいでしょうか？ また、園路部分についてインフラ関係など、ある程度の改変を考えてもよろしいでしょうか？	公園西側園路も敷地に含まれております。なお、当該園路については、現状のまま活用することを想定しており、インフラ関係の改変については、規模や及ぼす影響等を考慮のうえ、検討することとなります。